

議案第 1 号

J R 小野田線活性化委員会規約の改正について

改正の目的

令和 5 年 1 0 月の改正地域公共交通活性化再生法の施行を踏まえ、今後 J R 小野田線の活性化を図るうえで、バス会社である船木鉄道や山口東京理科大学との一層の連携体制が必要となることから、以下のとおり規約を改正する。

改正内容

J R 小野田線活性化委員会新旧対象表

旧		新（案）	
(組織) 第 4 条 委員会は、次の各号に掲げるもので組織する。 (1) 山陽小野田市、宇部市 (2) 山口県 (3) 国立大学法人山口大学 (4) 西日本旅客鉄道株式会社 2～4 略 別表（第 4 条関係）		(組織) 第 4 条 委員会は、次の各号に掲げるもので組織する。 (1) 山陽小野田市、宇部市 (2) 山口県 (3) 国立大学法人山口大学、 <u>公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学</u> (4) 西日本旅客鉄道株式会社、 <u>船木鉄道株式会社</u> 2～4 略 別表（第 4 条関係）	
山陽小野田市	経済部部長	山陽小野田市	経済部部長
宇部市	都市政策部都市計画課主幹	宇部市	都市政策部 <u>部長</u>
山口県	観光スポーツ文化部交通政策課長	山口県	観光スポーツ文化部交通政策課長
西日本旅客鉄道株式会社	山口支社企画推進課長	西日本旅客鉄道株式会社	<u>中国統括本部広島支社</u> <u>地域交通（山口）課長</u>
国立大学法人山口大学	大学院創成科学研究科教授	<u>船木鉄道株式会社</u>	<u>代表取締役社長</u>

	国立大学法人 山口大学	大学院創成科学研究科教授
	公立大学法人 山陽小野田市 立山口東京理 科大学	工学部電気工学科教授
<p>附則</p> <p><u>1 この規約は、令和5年11月15日から施行する。</u></p>		